

小学校の水泳指導における安全管理指針の概要

令和8年2月 一部改訂
高知県教育委員会

目的

令和6年7月、県内小学校の水泳授業中に発生した男子児童死亡事故の重大性を踏まえ、今後、同じ事故を二度と発生させないために、水泳授業における更なる安全管理を徹底することを目的として策定。

考え方

- ・文部科学省が示す「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引（三訂版）」を基本とし、その内容を時系列に再構成するほか、留意点の追記や図示により、水泳指導における安全管理のポイントを体系的に提示。
- ・県内小学校における水泳授業の実施状況調査結果や高知市事故検証委員会の報告書の内容等を踏まえ、特に留意すべき事項について具体的な取組を提示。

主なポイント

〔指針の掲載順にポイントを記載。詳しい内容は指針を参照。※（ ）は指針のページ数〕

| | |
|----------------------|--|
| 適切な水位とその工夫 | <ul style="list-style-type: none">・入水時、水位は児童のへそから胸辺りを基本とし、すべての児童の両肩が水面から出ていることを必ず確認すること。(p.10-11、15-16)・泳力差や体格差のある児童が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して水深の浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。(p.10-11、15-16) |
| 泳ぎが得意ではない児童への対応 | <ul style="list-style-type: none">・予め児童の泳力について把握し、泳ぎが得意ではない児童等について、授業者及び監視者の間で情報共有をしておくこと。また、泳力を把握していたとしても、授業を行う際は学習内容を段階的に行うなどの配慮をすること。(p.11、16)・小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にして、児童の安全を確保しながら指導すること。(p.16-18) |
| 授業者及び監視者の役割 | <ul style="list-style-type: none">・授業者とは別に、プールサイドからプール全体を見渡す監視者を1名以上配置すること。(p.12、13)・授業者と監視者それぞれの役割を明確にすること。(p.12、13) |
| 人数確認とバディシステム活用の徹底 | <ul style="list-style-type: none">・入水前、指導中、退水後のそれぞれにおいて敏速かつ正確な人数確認を実施すること。(p.14)・バディシステムを徹底することにより、指導前後だけでなく指導中も含め児童の安全を確認すること。(p.14) <p>〔※バディシステムとは、児童が二人一組をつくり、互いに相手の安全を確かめさせる方法。事故防止のみならず、学習効果を高めるための手段としても効果的。(p.14)〕</p> |
| 通常の学習場所以外のプールを使用する場合 | <ul style="list-style-type: none">・予め管理職並びに体育主任や所管する教育委員会等が、使用するプールの安全性(水深、水質、救命具の設置状況など)について検討し、プールフロアの活用などによって通常の学習場所のプールの安全性と変わらないことを確認した上で、そのプールでの水泳授業の実施を判断すること。(p.28) |
| チェックリスト等を例示 | <ul style="list-style-type: none">・計画から授業実施までを示したフロー図や緊急時の対応マニュアル、事故発生時の対応チェックリスト、授業直前・授業中・授業直後に使用するチェックリスト等を例示。(p.2、29-35) |

※各学校において、水泳授業を実施する前には、国の手引（三訂版）並びに本安全管理指針の各事項について十分に理解したうえで水泳授業を実施するなど、これまで以上に安全安心な水泳授業の実施に向けた計画的・組織的な取組を強くお願いします。